

基幹放送用周波数使用計画の一部を変更する告示案新旧対照表

○基幹放送用周波数使用計画(昭和六十三年郵政省告示第六百六十一号)

(郵審部外せ故出船外)

変 更 案	現 行
<p>第 1 総則</p> <p>1 この計画の規定の解釈に関しては、電波及び放送に関する法令並びに基幹放送普及計画の定めるところによるほか、次の定義に従うものとする。</p> <p>(1) 「周波数等」とは、周波数、その周波数に係る電波の送信場所及び空中線電力をいう。</p> <p>(2) 「親局」とは、放送対象地域ごとの放送のうち最も中心的な機能を果たす基幹放送局をいう。</p> <p>(3) 「中継局」とは、親局以外の基幹放送局をいう。</p> <p>2 この計画において周波数等は、次により表示する。</p> <p>(1) 周波数 各基幹放送局に使用させることができる周波数帯の中央の周波数(中波放送及び超短波放送については、次に掲げる周波数、テレビジョン放送に係るものについては、次に掲げるチャンネル番号)</p> <p>ア 中波放送 531kHz から 1602kHz までの 9kHz 間隔の周波数</p> <p>イ 超短波放送(地上系(標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式(平成 23 年総務省令第 87 号)によるものを除く。)) 76.1MHz から <u>94.9MHz</u>までの 0.1MHz 間隔の周波数</p> <p>ウ テレビジョン放送 (ア)～(ウ) (略)</p>	<p>第 1 総則</p> <p>1 この計画の規定の解釈に関しては、電波及び放送に関する法令並びに基幹放送普及計画の定めるところによるほか、次の定義に従うものとする。</p> <p>(1) 「周波数等」とは、周波数、その周波数に係る電波の送信場所及び空中線電力をいう。</p> <p>(2) 「親局」とは、放送対象地域ごとの放送のうち最も中心的な機能を果たす基幹放送局をいう。</p> <p>(3) 「中継局」とは、親局以外の基幹放送局をいう。</p> <p>2 この計画において周波数等は、次により表示する。</p> <p>(1) 周波数 各基幹放送局に使用させることができる周波数帯の中央の周波数(中波放送及び超短波放送については、次に掲げる周波数、テレビジョン放送に係るものについては、次に掲げるチャンネル番号)</p> <p>ア 中波放送 531kHz から 1602kHz までの 9kHz 間隔の周波数</p> <p>イ 超短波放送(地上系(標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式(平成 23 年総務省令第 87 号)によるものを除く。)) 76.1MHz から <u>89.9MHz</u>までの 0.1MHz 間隔の周波数</p> <p>ウ テレビジョン放送 (ア)～(ウ) (略)</p>

(2) 送信場所

(1)に規定する周波数の電波を送信することができる場所(衛星系の基幹放送については、対地静止衛星軌道上の経度)。ただし、特に必要と認められる場合は、この計画と異なる場所を個別に定めることができるものとする。

(3) 空中線電力

各基幹放送局に使用させることのできる最大の空中線電力。

3 放送対象地域ごとの放送局に使用させることのできる周波数等は、4から11までに規定するものを除き、第2から第7までに定めるとおりとする。

4 空中線電力が小さく、又はその周波数の使用状況からみてあらかじめ特定の周波数を定めておくことが適当でない次に掲げる中継局に係る周波数等は、当該放送がその行う放送に係る放送対象地域においてあまねく受信できるようにするため合理的と認められる範囲内に限り、電波の公平かつ能率的な利用を確保するため必要な事項を勘案して個別に定めるものとする。この場合において、(3)の中継局(コミュニティ放送を行うものを除く。)の周波数については、76.1MHzから89.9MHzまでの0.1MHz間隔の周波数の中から選定するものとする。

(1) 中波放送を行う1kW未満の中継局

(2) 国内放送を行う短波放送の放送対象地域において建築物や地形的原因で生じる遮へい又は電気雑音の影響等の要因による受信障害対策のため補完的に超短波放送用周波数を用いて放送を行う中継局

(3) 超短波放送を行う中継局((2)に掲げるものを除く。)

(4) (略)

(2) 送信場所

(1)に規定する周波数の電波を送信することができる場所(衛星系の基幹放送については、対地静止衛星軌道上の経度)。ただし、特に必要と認められる場合は、この計画と異なる場所を個別に定めることができるものとする。

(3) 空中線電力

各基幹放送局に使用させることのできる最大の空中線電力。

3 放送対象地域ごとの放送局に使用させることのできる周波数等は、4から10までに規定するものを除き、第2から第7までに定めるとおりとする。

4 空中線電力が小さく、又はその周波数の使用状況からみてあらかじめ特定の周波数を定めておくことが適当でない次に掲げる中継局に係る周波数等は、当該放送がその行う放送に係る放送対象地域においてあまねく受信できるようにするため合理的と認められる範囲内に限り、電波の公平かつ能率的な利用を確保するため必要な事項を勘案して個別に定めるものとする。

(1) 中波放送を行う1kW未満の中継局

(2) 中波放送について、外国波による混信対策、地形的原因で生じる遮へいによる受信障害対策又は地理的原因による受信障害対策(地形的原因を除いた自然的条件の特殊性が原因となって発生する受信障害の対策をいう。)のため補完的に超短波放送用周波数を用いて放送を行う中継局

(3) 超短波放送を行う中継局((2)に掲げるものを除く。)

(4) (略)

5 中波放送の放送区域において災害対策等のため補完的に超短波放送用周波数を用いて放送を行う中継局（以下「補完中継局」という。）のうち第4の4に定める周波数を使用するもの以外のもの（以下「その他の補完中継局」という。）の周波数等は、個別に定めるものとする。この場合において、その他の補完中継局の開設目的に応じ、周波数については次に掲げるものの中から選定する。また、空中線電力については原則として100W以下とし、(1)から(3)までの開設目的を達成する必要最小のものとする。

(1) 中波放送の放送設備が災害発生時に被害を受け、放送の継続が困難となる事態への対策を開設目的とするその他の補完中継局

90.1MHz から 94.9MHz までの 0.1MHz 間隔の周波数

ただし、当該周波数を割り当てることができず、災害対策のために真に必要な場合に限り、76.1MHz から 90.0MHz までの 0.1MHz 間隔の周波数を使用させることができる。

(2) 建築物による遮へいによる電界強度の低下又は電気雑音の影響等の要因による受信障害対策を開設目的とするその他の補完中継局

90.1MHz から 94.9MHz までの 0.1MHz 間隔の周波数

(3) 外国波による混信対策又は地形的原因で生じる遮へいによる受信障害対策若しくは地理的原因による受信障害対策（地形的原因を除いた自然的条件の特殊性が原因となって発生する受信障害の対策をいう。）を開設目的とするその他の補完中継局

76.1MHz から 94.9MHz までの 0.1MHz 間隔の周波数

6～12 (略)

第2 中波放送を行う基幹放送局に使用させることのできる周波数等

1 (略)

2 基幹放送事業者（日本放送協会及び放送大学学園以外の基幹放送事業

5～11 (略)

第2 中波放送を行う基幹放送局に使用させることのできる周波数等

1 (略)

2 基幹放送事業者（日本放送協会及び放送大学学園以外の基幹放送事業

者をいう。以下同じ。)の放送

(1) (略)

(2) 県域放送

放送対象地域	親局			中継局		
	送信場所	周波数 (kHz)	空中線電力 (kW)	送信場所	周波数 (kHz)	空中線電力 (kW)
北海道 広島県	(略)					
山口県	周南	765	5	下関 萩 岩国	918 1485 918	1 1 1
徳島県 沖縄県	(略)					

第3 (略)

第4 超短波放送(地上系)を行う基幹放送局に使用させることのできる周波数等

1・2 (略)

3 基幹放送事業者の放送 (4による放送を除く。)
(略)

4 基幹放送事業者の放送 (補完中継局による放送に限る。)

この周波数の使用は、中波放送の放送設備が災害発生時に被害を受け、放送の継続が困難となる事態への対策、建築物による遮へいによる電界強度の低下若しくは電気雑音の影響等の要因による受信障害対策又は外国波による混信対策を目的として開設する場合に限るものとする。

(1) 広域放送

中波放送の放送 対象地域	中波放送の親局の 送信場所	補完中継局	
		送信場所	周波数 (MHz)
関東広域圏	東京	東京	90.5

者をいう。以下同じ。)の放送

(1) (略)

(2) 県域放送

放送対象地域	親局			中継局		
	送信場所	周波数 (kHz)	空中線電力 (kW)	送信場所	周波数 (kHz)	空中線電力 (kW)
北海道 広島県	(略)					
山口県	徳山	765	5	下関 萩 岩国	918 1485 918	1 1 1
徳島県 沖縄県	(略)					

第3 (略)

第4 超短波放送(地上系)を行う基幹放送局に使用させることのできる周波数等

1・2 (略)

3 基幹放送事業者の放送
(略)

			91.6
			93.0
中京広域圏	名古屋	名古屋	92.9
			93.7
近畿広域圏	大阪	大阪	90.6
			91.9
			93.3

(注1) 中波放送に係る補完中継局の空中線電力は、上表に掲げる補完中継局の送信場所の属する都道府県を放送対象地域とする超短波放送を行う他の基幹放送事業者の基幹放送局の親局に使用させることのできる空中線電力の値を超えてはならない。この場合において、当該補完中継局の空中線電力は、中波放送の親局の放送区域のうち受信障害の発生している地域又は災害発生時において中波放送の継続が困難となるおそれのある地域における平成23年総務省告示第285号(超短波放送、超短波音声多重放送又は超短波文字多重放送を行う基幹放送局の地上波電界強度の値を定める件)に規定する超短波放送の電界強度を確保するために必要最小の値とする。

(注2) 平成32年3月31日までに使用されない場合は、当該周波数について、削除するものとする。

(2) 県域放送

中波放送の放送 対象地域	中波放送の親局の 送信場所	補完中継局	
		送信場所	周波数 (MHz)
北海道	札幌	札幌	90.4
			91.5
青森県	青森	青森	91.7
岩手県	盛岡	盛岡	90.6

宮城県	仙 台	仙 台	93.5
秋田県	秋 田	秋 田	90.1
山形県	山 形	山 形	92.4
福島県	福 島	福 島	90.8
茨城県	水 戸	水 戸	94.6
栃木県	宇都宮	宇都宮	94.1
神奈川県	横 浜	横 浜	92.4
新潟県	新 潟	新 潟	92.7
富山県	富 山	富 山	90.2
石川県	金 沢	金 沢	94.0
福井県	福 井	福 井	94.6
山梨県	甲 府	甲 府	90.9
長野県	長 野	長 野	92.2
岐阜県	岐 阜	岐 阜	90.4
静岡県	静 岡	静 岡	93.9
滋賀県・京都府	京 都	大津又は京都	94.9
兵庫県	神 戸	神 戸	91.1
和歌山県	和歌山	和歌山	94.2
鳥取県・島根県	米 子	鳥取又は松江	92.2
岡山県	岡 山	岡 山	91.4
広島県	広 島	広 島	94.6
山口県	周 南	周 南	92.3
徳島県	徳 島	徳 島	93.0
香川県	高 松	高 松	90.3
愛媛県	松 山	松 山	91.7
高知県	高 知	高 知	90.8

福岡県	福岡	福岡	90.2 91.0
佐賀県・長崎県	長崎	佐賀又は長崎	92.6
熊本県	熊本	熊本	91.4
大分県	大分	大分	93.3
宮崎県	宮崎	宮崎	90.4
鹿児島県	鹿児島	鹿児島	92.8
沖縄県	那覇	那覇	91.5 93.1

(注1) 中波放送に係る補完中継局の空中線電力は、当該補完中継局の送信場所の属する都道府県を放送対象地域とする超短波放送を行う他の基幹放送事業者の基幹放送局の親局に使用させることのできる空中線電力の値を超えてはならない。この場合において、当該補完中継局の空中線電力は、中波放送の親局の放送区域のうち受信障害の発生している地域又は災害発生時において中波放送の継続が困難となるおそれのある地域における平成23年総務省告示第285号(超短波放送、超短波音声多重放送又は超短波文字多重放送を行う基幹放送局の地上波電界強度の値を定める件)に規定する超短波放送の電界強度を確保するために必要最小の値とする。

(注2) 平成32年3月31日までに使用されない場合は、当該周波数について、削除するものとする。

第5～7 (略)

第5～7 (略)